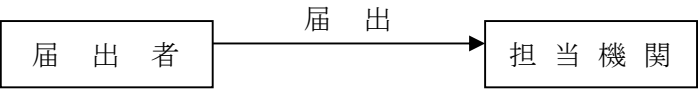


17 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例

〔特定施設・湖沼排水指定施設の設置届出〕

<p>条例の趣旨</p>	<p>猪苗代湖及び裏磐梯湖沼地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、本県の水資源及び観光資源として広く県民に恩恵をもたらしてきた。そして、四季折々にその水と緑が織りなす優れた自然環境は、国民共有の財産とも言えるものである。</p> <p>このかけがえのない猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設又は湖沼排水指定施設を設置しようとする場合（設置する60日前までに、知事に届け出なければならない。）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※①特定施設とは？ 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する施設をいう。 （条例第2条第5号）</p> <p>②湖沼排水指定施設とは？ 福島県生活環境の保全等に関する条例第27条第2項に規定する排水指定施設及び処理対象人員が51人以上500人以下のし尿浄化槽をいう。 （条例第2条第8号）</p> </div>
<p>届出が必要な区域</p>	<p>【届出が必要な行為に係る区域】 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域（規則第2条）</p>
<p>受理権者</p>	<p>知事（会津若松市、北塩原村、猪苗代町に係る区域） 郡山市長（郡山市に係る区域）</p>
<p>基準等</p>	<p>1 りん含有量に係る排水基準（条例第8条、条例第20条） 2 窒素含有量に係る排水基準（条例第9条、条例第20条）</p>
<p>担当機関</p>	<p>県 会津地方振興局 県民環境部 環境課 郡山市 郡山市環境保全センター</p>
<p>手続きフローチャート</p>	 <pre> graph LR A[届出者] -- 届出 --> B[担当機関] </pre>
<p>備考</p>	